

福島県令和4年度予算編成に対する 政策・制度の提言（回答書）

2021年11月9日提出

2022年3月3日回答

連 合 福 島

I 新型コロナウイルス感染症対策

1. 労働者の保護と雇用の維持

- (1) コロナ感染症は、メンタルにも深刻な影響を与えたことが明らかとなった。悩みに耳を傾けてくれる相談機関の設置と拡充を進められ、官民一体となった対策を政府に求められたい。また、公的支援制度の周知手続きの簡素化を図り、徹底した解雇の防止に努められたい。

保健福祉部 障がい福祉課

こころの相談機関につきましては、精神保健福祉センター、各保健福祉事務所、こころの健康相談ダイヤル、福島いのちの電話等の相談機関があります。

また、若い世代が利用しやすいよう、LINEを活用した相談の実施、ウェブサイト上で自殺関連用語を検索する人が電話やメールなど、希望する方法に応じて速やかに相談できるようにしております。

商工労働部 雇用労政課

公的支援制度の周知手続きにつきましては、県ホームページや「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック」などを通して、各種公的支援制度を一括して周知することで簡素化に努めてまいります。

また、雇用調整助成金や休業支援金・給付金などの活用については、労働者の雇用維持に極めて重要であることから、引き続き丁寧に周知し、解雇の防止に努めてまいります。

2. 医療環境等の整備

- (1) 市町村のワクチン円滑接種の量の確保と円滑な配分調整とし、今後のブースター接種開始決定の際には敏速な対応を図られたい。併せて、接種の有効性や安全性など正確な情報等の説明と発信・周知に努められたい。

保健福祉部 新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策班ワクチン接種チーム

新型コロナワクチンの確保及び配分については、12月1日から開始した追加接種に使用するワクチンが11月から順次配分され、当面必要となる4月までの供給量が既に国から示されたところ です。4月以降分についても、順次、確保及び配分に努めてまいります。

交互接種の効果や安全性については、国が国民に丁寧に説明し、十分な理解を得る必要があると 考えており、全国知事会を通じて要望しているところです。

なお、県としても、国が作成しているPR資料等を活用するなど、交互接種の効果や安全性につい て情報発信に努めてまいります。

- (2) 大幅な減収を余儀なくされた医療関係者や介護従事者への経済的支援に取り組まれたい。ま

た、整備投資等で経営が著しく悪化した介護事業者等に対し、経営基盤安定の措置を国に求められたい。

新型コロナウイルス感染症対策本部 医療対策班医療機関支援チーム

新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療機関に対しては、病床確保料や感染対策設備整備の支援、院内感染発生し外来診療を休診した際の経営支援などを行い、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を確保しております。

全国知事会において、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染患者の受入れに対する財政支援の強化や、感染患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関等への支援を要望するなど、今後も地域の医療機関を支えるため必要な支援を求めてまいります。

保健福祉部 地域医療課

今回の新型コロナウイルス感染症対応に伴い大幅な減収を余儀なくされた医療機関への支援については、全国知事会を通して、感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診控えによる減収への支援を行うことなどについて国に提言し、重症・中等症患者の受入れに中心的な役割を果たした二次・三次救急医療機関の診療報酬について大幅に引き上げるよう要望したところです。

引き続き支援策について国へ要望してまいります。

保健福祉部 高齢福祉課

介護サービス事業所の収入は介護保険から支払われますが、令和3年度の介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染拡大により利用者変動の影響を受ける通所系の事業所について、利用者が昨年度の平均より5%以上減少している場合の加算制度等が創設されております。

また、感染者が発生した場合などにおいて通常の介護サービス事業では想定されないかかり増し費用を補助しております。

(3) エssenシャルワーカーの感染予防対策を優先したワクチン接種や検査体制の整備を図られたい。

新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策班ワクチン接種チーム

国は、追加接種の2か月前倒し(接種間隔を8か月経過後から6か月経過後に短縮)の対象者を「医療従事者等、高齢者施設等の入所者や従事者、通所サービス事業の利用者や従事者及び病院または有床診療所の入院患者」としているところです。そのため、1・2回目接種で先行接種した医療従事者等(いわゆるエssenシャルワーカー)は、早期に接種が完了する見込みです。

なお、濃厚接触者となった場合には、一定の要件のもと、事業者の判断により待機期間の短縮(最短5日)を可能とする制度もあることから、今後も、社会機能の維持に配慮しながら感染症対策に取り組んでまいります。

- (4) 新たな感染症や災害時の対応などの有事の備え、平時より対応できる病床や空病床を確保するよう対策を講じられたい。また医療器材の充実を図られたい。

保健福祉部 地域医療課

新たな感染症への備えについては、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に係る課題などを踏まえ、令和6年度から始まる次期医療計画において、平時における取組みや感染拡大時における医療提供体制について盛り込むこととしています。

今後、国が示す予定である医療計画の基本方針や作成指針の検討状況を注視しながら、計画の策定や必要な医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

また、大規模災害時における県民への医療提供体制を確保するため、初動体制として、医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、県保健所に災害救急医療資機材（救急医療セット）を整備し、災害時の救急医療体制を確保しているところです。

II 雇用の維持と産業の活性化

1. 雇用の維持・創出

- (1) 福島の将来を担う人材確保や中小企業への就職者充足に向け、奨学金返還の軽減・免除制度の更なる拡充や、就職希望者と企業側のニーズをマッチングする仕組みを創設し、安定した人材確保への支援強化を図られたい。

商工労働部 雇用労政課

「将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」については、昨年度、対象産業をこれまでの「地域経済を牽引する産業分野」に加え、「地域資源を活かした産業分野」まで拡大したほか、対象者についても、大学生だけでなく既卒者を対象とするなどの拡充を図ったところです。引き続き、募集枠の充足に向け、ウェブサイトやSNS等を活用して若者に届く情報発信に努めるほか今年度新たに、卒業前の高校3年生に周知し、早い段階から検討してもらうなど、積極的な活用を呼びかけてまいります。

また、東京と県内7か所に設置した就職相談窓口における就職相談やマッチング支援を実施するほか、SNSを活用した情報発信、合同企業説明会の開催等により人材確保に取り組んでまいります。

- (2) 福島県の利便性や特色を活かした企業誘致や本社機能移転、ロボット産業や医療産業の事業化などによる雇用創出を図られたい。

商工労働部 企業立地課

本県の優れた立地環境を始め、企業立地補助金や税制の優遇措置、今年度新設した本社機能移転促進補助金など本県の優位性を、市町村と緊密に連携しながらセミナーや現地視察等を通じて効果的に発信し、企業誘致や本社機能移転の促進にしっかりと取り組んでまいります。

商工労働部 次世代産業課

ロボット関連産業については、ロボットの一大開発実証拠点「福島ロボットテストフィールド」を核として、最先端の企業等と呼び込むとともに、研究開発への助成や技術支援などを通じ、県内企業の参入や事業化を支援し、雇用創出を図ってまいります。

商工労働部 医療関連産業集積推進室

本県は、最新の統計にて、医療用機械器具の部品等出荷額が2010年から10年連続で全国1位となるなど、国内の医療関連産業を支えています。

引き続き、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センターを拠点として、産学官が一体となった医療機器等の開発・事業化等に取り組み、関連産業の育成・集積を図ってまいります。

- (3) 高年齢者雇用安定法の改正による雇用拡大を図る企業への支援や、制度の理解を深めるための啓発活動を強化されたい。

商工労働部 雇用労政課

高年齢者雇用安定法の改正による雇用拡大を図る企業への支援につきましては、県内6方部に専門の支援員を配置し、意欲のある高齢者への働きかけと、求人企業の開拓を通してマッチングを行うとともに、希望する企業へ専門家を派遣し、高年齢者が働きやすい職場環境づくりの提案や、就業規則改正などの支援を行っております。

また、啓発活動の強化につきましては、県のホームページ等により制度の改正点や国の助成金の活用について周知しており、引き続き、高年齢者の雇用促進に努めてまいります。

2. 産業の活性化・支援策

- (1) 「下請け適正取引等推進のためのガイドライン」の遵守の周知を図られ、県独自の相談窓口の創設等の監視強化に努められたい。

商工労働部 企業立地課

(公財)福島県産業振興センターに対して、下請中小企業からの相談等に対応するための指導員を設置する経費を補助し、下請適正取引推進の取組を進めており、今後とも下請中小企業の振興に努めてまいります。

- (2) 自治体のデジタル化推進と行政サービスの質と利便性向上のため、政府と県、市町村の連携調整に努められたい。また、官民推進を図るため、政府の中小企業向け補助金活用や総合支援の活用の促進を図られたい。

企画調整部 デジタル変革課

デジタル社会の形成に向けて、行政手続のオンライン化等、行政のデジタル化を進め、行政サービスの向上と業務の効率化を図っていく必要があります。国が示した「自治体DX推進計画」等に基づき、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等が強力に推し進められていくことから、県としては、市町村の実情に応じた支援を行うとともに、市町村との連携・協働等によりデジタル化を推進していきます。

3. 働き方改革関連

- (1) 中小企業へのテレワークや在宅勤務におけるサポート体制の支援とともに、「福島県テレワーク環境導入支援事業補助金」の期間延長・予算額及び内容の充実を図られたい。

商工労働部 雇用労政課

中小企業へのテレワークや在宅勤務におけるサポート体制の支援につきましては、コロナ交付金を活用した「テレワーク環境導入支援事業」を通して、テレワークの新規導入に取り組む県内中小企業を支援してきたところです。

当該事業は令和2年度をもって終了しておりますが、類似の支援制度として、国においてテレワークに関する助成金制度や、テレワーク相談センターの相談事業等が継続して実施されていることから、当該制度の活用を促すとともに、県で実施する働きやすい職場環境づくり推進事業等を通して、多様な働き方を支援してまいります。

- (2) 県内の貸館等の公共施設でテレワークの環境整備を進め、市町村所管施設に助成を講じられたい。

商工労働部 雇用労政課

公共施設でのテレワーク環境整備につきましては、各種施設の設置主体の判断となることから、今回は関係する部局へ要望の趣旨を伝えることで回答に替えさせていただきます。

Ⅲ 医療・福祉政策の充実

1. 医療・介護現場の人材確保

- (1) 保健師増員を認めている地方財政計画の趣旨を踏まえた措置を講じられたい。同様に、中核市への支援充実を図られたい。

保健福祉部 保健福祉総務課

保健師の数につきましては、これまでも保健・医療等に対するニーズに適切に対応できるよう、常に見直しを行ってまいりました。

今後とも、様々な課題に適切に対応できるよう、必要な職員の確保に努めてまいります。

- (2) 人手不足が深刻な介護職場の処遇改善として、賃金引き上げや労働条件向上などの法整備と財源を国に求めると同時に、県の独自支援策を講じられたい。

保健福祉部 高齢福祉課

介護職員の処遇改善については、賃金引き上げに直接繋がる介護職員処遇改善加算等の加算制度が創設されており、加算取得に必要な賃金体系の整備や休暇が取得しやすい環境の整備などに向け、社会保険労務士などの専門家を派遣する支援を行っております。 加えて、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」によって、一定の継続した処遇改善が実施されることとなっており、県として適切に制度が活用されるよう支援してまいります。

2. 子育て支援について

- (1) 「育児・介護休業等改正法」成立に伴う法改正の周知徹底を図られ、「イクボス宣言」の年度毎の目標数設定による企業への働きかけを強められたい。

商工労働部 雇用労政課

育児・介護休業等改正法の周知につきましては、本年4月から労働者に対する育児休業の周知・意向確認が義務化され、10月からは産後パパ育休制度が創設されるなど、大きな変更を伴う改正であることから、福島労働局などの関係機関と連携して周知に努めるとともに、イクボス宣言については、指標に掲げる「ふくしま女性活躍推進計画」に基づき、その進行管理と企業への働きかけを行ってまいります。

IV 社会インフラの整備・促進

1. 交通・運輸について

- (1) 山間僻地の高齢者を始めとした、交通弱者の生活維持のための路線バス存続支援の継続を図られたい。また、コミュニティバスや乗り合いタクシー・デマンド交通の補助上乗せを国に求められたい。

生活環境部 生活交通課

山間僻地の高齢者を始めとした、交通弱者の生活維持のための路線バス存続支援については、市町村を跨る広域路線バスについて国と協調し、運行に必要な経費及び小型車両を含む車両の更新について補助を行っているほか、市町村が運行するコミュニティバスや乗り合いタクシー、デマンド交通について県が単独で補助しているところです。

加えて、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、厳しい経営を余儀なくされている現状を鑑み、乗り合いバス事業者が広域路線バス等の運行を継続するための支援金を交付したところです。

コミュニティバスや乗り合いタクシー・デマンド交通の運行欠損分については、その8割が特別交付税措置されており、コミュニティバスや乗り合いタクシー・デマンド交通の補助上乘せについては、市町村や事業者から情報収集しながら、必要に応じて国へ求めてまいります。

2. ICT（情報通信）環境の整備

- (1) 官民一体となったICT活用の促進、県民への広がりや浸透を進めるための講習会開催や企業支援を積極的に取り組まれます。

企画調整部 デジタル変革課

デジタル社会の形成を推進していくためには、年齢や障がいの有無、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で全ての県民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく必要があります。

そのため、自治会や老人クラブといった地域主体の団体、地元企業等と連携を図り、地域の特性に合わせた情報リテラシー研修等を開催し、県民の情報リテラシーの向上を積極的に推進していきます。

V 暮らしの安心・安全の構築

1. 環境政策の取り組み

- (1) 全国的にワースト水準にあるごみ排出と「リサイクル率」の改善にむけ、市町村の連携のもと、3R運動の推進、県民のエコ意識を高めた運動の推進に努められたい。合わせて「プラスチック資源循環促進法」施行の普及啓発に努められたい。

生活環境部 一般廃棄物課

ごみの減量化やリサイクル率の向上に向け、3Rの一層の取組を促すため、市町村と連携し、宿泊施設の生ごみの削減や堆肥化、家庭の枝木のチップ化の実証事業を行うとともに、「福島県環境アプリ」を通じたごみの減量化等のエコ活動実践の啓発を行っています。

今後は、これまでの取組に加え、本年4月に施行される「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチック対策が効果的に行われるよう、制度等の普及啓発に取り組んでまいります。

- (2) 環境省が進める「COOLCHOICE 宅配便できるだけ一回で受け取りませんかキャンペーン」の促進の啓蒙普及に努められたい。県の所有施設への宅配ボックス設置の検討や市町村への働きかけを検討されたい。

生活環境部 環境共生課

宅配の再配達削減につきましては、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出削減につながるため、環境省の「COOL CHOICE できるだけ一回で受け取りませんかキャンペーン～みんなで宅配便再配達防止に取り組むプロジェクト～」と連携し、ポスターの掲示や令和3年11月に郡山市のビッグパレットふくしまで開催した環境イベント「ふくしまゼロカーボン DAY！」において来場者に周知するなど、普及啓発を図っています。

引き続き、環境保全活動の推進母体である地球にやさしい“ふくしま”県民会議の構成団体（民間団体、事業者等）への普及啓発や地球温暖化防止活動推進員による草の根活動を通じて、再配達削減を始めとした温室効果ガスの排出削減につながる取組の普及拡大に努めてまいります。

商工労働部 雇用労政課

宅配ボックスの設置につきましては、地球温暖化を担当する部局と県の所有施設を管理する部局に幅広く関係するものであるため、今回は要望の趣旨を伝えることで回答に替えさせていただきます。

なお、民間事業者が県施設内で宅配ボックスの設置を検討される場合には、行政財産使用許可申請に基づき、設置場所等の協議を実施することとなりますので申し添えます。

- (3) 大型車輛を中心とした水素モビリティの活用は、公共性を優先し、安全性を実証した上での導入とし、企業の負担軽減を検討されたい。

企画調整部 エネルギー課

燃料電池バスの導入支援については平成31年度から支援を行っており、令和2年4月には東北で初となる路線バスの運行が開始されております。FCトラックについては、現在企業において安全性を確認しながら開発がなされています。

水素モビリティの普及拡大に向け、燃料電池自動車や水素ステーションの整備についても国と連携しながら支援しております。引き続き、地元自治体や経済団体等と連携しながら、水素エネルギーの普及拡大に向け、積極的に取り組んでまいります。

- (4) 再生可能エネルギー地産地消事業による住宅用太陽光発電設備や自家消費型再エネ設備の導入支援等、設置義務者の責任を明確にし、従来の各種助成金制度（太陽光発電設備、蓄電池設備、燃料電池自動車）の継続とPR強化に取り組まされたい。

企画調整部 エネルギー課

住宅用太陽光発電設備の導入支援は1kW当たりの単価4万円、上限16万円、蓄電設備は1kW当たり単価4万円、上限20万円と、全国的にも予算規模、補助単価とも高い水準にあります。また、自家消費型再エネ設備導入支援事業は、発電設備、熱利用設備など補助対象が広いことに加え、補助率2/3～3/4、上限額も2億円と、補助率、補助額とも高い水準にあります。燃料電池自動車については補助上限100万円と高い補助単価となっており、東北運輸局の統計においても本県の登録台数が高い水準にあります。引き続き、関係機関等と連携しながら効果的な広報に努めてまいります。

2. 県土・住宅政策分野について

- (1) 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう、「空き家等対策計画」を未策定の市町村は早期に策定し、実施するよう連携されたい。

土木部 建築指導課

県は、市町村、国、関係団体及び県関係部局で構成する「福島県空家等対策連絡調整会議」を設置し、空き家対策に係る情報共有や技術的支援等を行っているところであり、「空家等対策計画」未策定の市町村に対しても、引き続き、適切な助言及び必要な支援を行ってまいります。

- (2) 住宅セーフティネット法にもとづく居住支援協議会を通じ、住宅確保要配慮者の入居に配慮した登録を促進されたい。また、世帯や入居者の事情に配慮した公的賃貸住宅や一定の基準を満たした空き家を供給されたい。

土木部 建築住宅課

県は、住宅の規模や構造・設備など一定の基準を満たすセーフティネット住宅の供給を更に促進し、住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、賃貸人等に対する制度説明や登録への協力要請を行うとともに、セーフティネット住宅の家賃や改修費等を補助する市町村に対して、昨年10月から財政支援を開始したところであり、引き続き、住宅セーフティネット制度の普及を積極的に進めてまいります。

また、県営住宅の入居募集に当たっては、高齢者や子育て世帯等の優先入居などの対象世帯ごとの実情を勘案した募集を行っており、引き続き、県営住宅の供給に取り組んでまいります。

3. 食料・農林政策について

- (1) 地場、中小企業の技術や人材活用によるスマート農業への転換誘導、農家・農業従事者へのICT活用による経営改革の促進と合わせ、経営基盤の安定までの間、経済支援を図られたい。

農林水産部 農業振興課

ICTやロボット等を活用したスマート農業につきましては、近年、技術開発が急速に進展しており、その普及促進は、農作業の省力化や肥料等の資材費の削減など、農業経営の効率化と安定化につながるとともに、産地の競争力強化に資するものと考えております。

県では、令和3年3月に「福島県スマート農業等推進方針」を策定し、スマート農業のさらなる普及を図っていくこととしており、令和3年度からは「スマート農業プロセスイノベーション推進事業」を実施し、実用段階にある先端技術について、現地に普及のための実証ほを設置し、導入効果の検証を行うとともに現地検討会やセミナー等を通じてその普及に取り組んでいます。

また、農業者からの技術導入や支援事業の活用などの相談等にきめ細かく対応していくため、本庁農業振興課及び各農林事務所にスマート農業推進担当を設置し支援しているところであり、引き続き、農業者の経営課題等に応じた最適なスマート農業技術の導入を推進してまいります。

商工労働部 雇用労政課

スマート農業についての「地場、中小企業の技術や人材活用」につきましては、要請の内容が、産業振興、農業振興を担当する部局に幅広く関係する内容であることから、今回は要望の趣旨を伝えることで回答に替えさせていただきます。

- (2) 食品ロス排出削減への消費者や飲食店等への啓蒙、学校給食等での食育を通じ、県民全体で進める体制を整備されたい。

生活環境部 一般廃棄物課

食品ロスの削減に向け、県内の全小学生への教材配布や「福島県環境アプリ」を通じたエコ活動実践の啓発を行うとともに、飲食店等を食べ残しゼロ協力店に認定し、持ち帰り容器を提供するなどの支援を行っています。

今後は、県民の食品ロス削減が一層促進されるよう、市町村や関係団体等とも連携して、啓発・支援に取り組んでまいります。

教育庁 健康教育課

これまで県教育委員会では、食育として、健康増進や望ましい食習慣の形成、食文化の継承を通して豊かな人間形成を目指した取組を行ってきました。今後は、県が策定中の「福島県食品ロス削減推進計画」などを基に、食品ロス削減に関する食育のための情報や教材を充実させるよう検討してまいります。

4. ハラスメント対策

- (1) カスタマーハラスメントなどを始めとした、ハラスメント防止の教育や撲滅の啓蒙活動に努められたい。

商工労働部 雇用労政課

カスタマーハラスメントへの対応につきましては、国が策定したハラスメント関係指針において、事業主の行う望ましい取組例が示されたほか、今年度中に、企業向けの対策マニュアルが作成されることとなっていることから、引き続き国の動向を注視しながら、関係機関と連携して、対策マニュアル等の周知に努めてまいります。

5. 災害対応支援体制の強化

- (1) 3. 1 1の被災・被害状況を伝える防災教育、市町村をまたぐ広域避難訓練などを通し、県民の防災意識を高められたい。

危機管理部 危機管理課、災害対策課

防災教育については、東日本大震災や令和元年東日本台風の被害や教訓を伝えるとともに、今後いつ発生するか分からない災害に備えてもらうため、「そなえるふくしまノート」等の防災ガイドブックやVR機器等を活用した防災講座を行い、防災意識の向上に取り組んできたところです。

また、町内会や自治会等への防災出前講座や活動をけん引するリーダー向け研修会の開催、県総合防災訓練での地域住民が主体となった消火や救出訓練、避難所開設の訓練等に取り組んでいるところです。

引き続き、より多くの県民に対し効率的な防災啓発を実施できる手法を検討するとともに、市町村と連携しながら、地域の人材育成や防災訓練などを通じ、更なる県民の防災意識の向上に取り組んでまいります。

土木部 河川計画課

集中豪雨等による洪水や土砂災害等から、自らの命を守るための知識を身につけ、防災意識の高い人材を育成することを目的として、小中学生を対象に総合的な学習等の時間を活用し、「出前講座」を実施しています。引き続き、小中学校と連携し、継続的に取り組んでまいる考えです。

- (2) 各市町村の連携のもと避難所状況や避難所の点検と環境整備を図られたい。また、狭隘な施設や空間を避け、段ボールベッドやパーテーションによる個室化など欧米並みの避難所設備を参考に環境整備を図られたい。

危機管理部 災害対策課

避難所の運営に必要な物資につきましては、災害時に県の備蓄や企業との災害応援協定に基づき、速やかに供給することとしており、研修会等を通して、環境整備について、平時から市町村に助言しているところです。

引き続き、災害時において県の備蓄の活用や、支援物資の調達により、市町村による避難所の生活環境の整備を支援してまいります。

- (3) 災害に備えた日常の地域コミュニケーションの重要性と必要性を示したハザードマップ情報の提供、防災メールの拡充を図られたい。

危機管理部 危機管理課、災害対策課

日常の地域コミュニケーションは、災害時の自助・共助を推進する上で重要であり、県では、地域の自主防災組織における地区防災計画や避難所・危険箇所などを示した地区防災マップ作成を支援してきたところです。

また、県民に対して防災に関する様々な情報を提供するため、県内全市町村のハザードマップや防災関連メールを始めとする各種災害情報を一元化した「ふくしまぼうさいウェブ」を公開するとともに、福島県公式「防災ツイッター」を開設し、広く県民に防災・災害情報を提供しているところです。今後も、提供情報の拡充を含め、市町村と連携しながら自助・共助の推進に取り組んでまいります。

- (4) Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）、SNSでの情報発信は多言語対応を図った上で、機器を所持していない全ての人に必要な情報を伝える対策を講じられたい。

危機管理部 危機管理課、災害対策課

避難指示等の確実な伝達については、自らの命を自ら守る避難行動の前提となるものと認識しており、県では、SNSによる情報発信に英語を取り入れるなど多言語対応に取り組んでいるところです。

また、市町村においては、Jアラート（全国瞬時警報システム）と連携した防災行政無線やLアラート（災害情報共有システム）、Twitter等の情報伝達手段の多重化を進めています。

さらには、市町村においては、地域の実情に応じて、防災無線や戸別受信機、エリアメールなどを活用しており、引き続き、確実な情報伝達のため、情報発信手段の多重化・多様化について市町村と連携して取り組んでまいります。

- (5) 総務省の「技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化」を活用し、技術職員の充実と支援体制の強化を図られたい。

総務部 行政経営課

技術職員の充実については、震災以降、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等からの応援職員の受入れや再任用職員の活用など、多様な方策により必要な人員を確保し、執行体制の強化を図ってきたところであります。

今後とも、総務省の「技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化」の活用も検討しながら、技術職員の確保に努めてまいります。

- (6) 災害発生時の要介護者等の避難について、民間宿泊施設など福祉避難所の拡充や人員体制整

備を講じられたい。

危機管理部 災害対策課

災害対策基本法の改正により要介護者を含む避難行動要支援者の個別避難計画作成が、市町村の努力義務となったこと踏まえ、未作成の市町村に助言を行うなど、個別避難計画の作成を促進し、災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう市町村を支援してまいります。

保健福祉部 保健福祉総務課

福祉避難所については、令和3年3月末現在、57市町村で456か所を指定しているところです。県としては、避難行動要支援者に係る個別避難計画等の策定に合わせ、市町村が地域の実情を踏まえつつ、福祉避難所が多く指定されるよう働き掛けを行っております。また、大規模災害における市町村支援のため、県福祉機器協会と物資、器材の調達に関する協定を締結したほか、福島県社会福祉事業団との間で介護人材の確保に関する協定を締結し、大規模災害時に開設された福祉避難所へ福祉・介護人材を派遣することとしています。引き続き、福祉避難所体制の一層の充実に向け、市町村を支援してまいります。

VI 行財政と教育政策

1. 県予算の情報公開

- (1) 福島県の財政情報や財政運営情報（財政健全化）を県ホームページに公開し、県民および関係者が容易に確認できる体制を構築されたい。
- (2) 財政情報や財政運営情報を開示し、議会審議や監査の充実、県民によるチェックなど、地方自治体財政の健全性確保に向けた仕組みを構築されたい。

総務部 財政課

県の財政情報や財政運営情報につきましては、ホームページにおいて、県民の皆様に御理解いただけるよう、予算の概要やポイント、決算状況や成果の説明、さらには、財政健全化判断比率や県の財政状況、中期的な財政見通しなど、幅広く掲載しているところであります。引き続き、県民にわかりやすい県予算の情報公開に努めてまいります。

2. 教育格差の解消対策

- (1) 教育を受ける上で更なる環境整備の拡充及び生活様式の変更による対応を図るため、エアコンの設置、トイレの洋式化を県内全ての学校において市町村と連携し早急に対策を講じること。また、ICT技術を活用した教育を推進し、県内の児童に対してのオンライン授業用のタブレットの配布や教職員の教育支援等に取り組まれたい。

教育庁 義務教育課、

県内小中学校における児童に対しての授業用のタブレット等の端末整備については、概ね整備が完了しております。

なお、教職員のICT活用指導力の向上を図るために、県内7地区の小・中学校14校を実践協力校に指定し、ICT機器を活用した授業実践を積み重ね、その成果を、授業公開等を通して各校の中核となる教員に広めてまいります。

また、教育センターにおいても、各種研修においてICTを活用した授業づくりに重点を置いた内容を取り扱った講座を展開しております。

教育庁 高校教育課

県立高等学校における授業用の端末は、令和4年度入学生から、個人所有のキーボード付き端末の導入を進めることとし、新たに購入する場合の家庭の経済状況にも配慮し、県推奨モデルを設定の上、非課税世帯・生活保護世帯に対しては全額相当の4万5千円を、それ以外の年間世帯所得620万円以下の世帯に対しては半額程度の2万円を上限として補助を行います。

また、教員のICT活用指導力の向上を図るため、生徒1人1台端末環境をいかすための教員研修を実施しているほか、指導力向上開発校（ICT活用の研究を行うモデル校）として10校を指定し、指導事例の蓄積と効果的な校内指導体制の構築について研究を進めているところであり、その成果を公開授業等により全県立高等学校への普及を図ってまいります。

教育庁 財務課施設財産室

エアコンについて、県立特別支援学校では、体温調節が困難な児童生徒に配慮を要することから、普通教室のほか特別教室にもエアコンを設置することとしております。

県立高等学校では、原則として生徒が多くの時間を過ごす普通教室にエアコンを設置することとし、令和2年度までに全ての普通教室に整備したところであり、現在は、PTA等が普通教室に買い取りで設置したエアコンについて、老朽化が進んでいるものから順次更新しております。

次に、トイレの洋式化については、原則、配管の改修などと合わせて、校舎の大規模改造工事等で整備しておりますが、近年の生活様式の変化やコロナウイルス感染予防の観点から、予定を前倒しして、今年度から便器を和式から洋式に取り替える工事を行っております。

一方、市町村立の学校施設については、実情に応じて、国の交付金を活用するなどして適切かつ計画的に整備を行っているものと考えております。

県教育委員会といたしましては、市町村の整備促進を図るため、整備状況の調査結果や補助制度等を周知するほか、市町村の取組が着実に進められるよう、引き続き国に対し、必要な財源の確保や「公立学校施設整備事業」の補助単価の引上げなど財政的支援の充実を求めていくとともに、市町村が整備を行う場合には国の助成制度の活用に向けて丁寧に助言するなど、支援してまいります。

- (2) 福島イノベーション・コースト構想におけるドローン活用の有効性を踏まえ、ドローンパイロットの育成や操作に必要な各種資格取得に対する支援、またはドローン利活用に向けた各種取り組み等を推進されたい。

商工労働部 次世代産業課

ドローン操縦士の育成については、関係機関や民間事業者と連携し、ロボットテストフィールドを活用した操縦訓練を支援するとともに、産学官からなるドローン活用検討会やドローンの導入支援などを通じて、ドローンの利活用促進に取り組んでまいります。

また、ドローン利活用については、ロボットフェスタふくしまを毎年開催し、ドローンを始めとしたロボットの展示や体験を通して普及・啓発を図っているほか、ふくしまロボット産業推進協議会による企業間のネットワーク形成、産学連携によるロボット開発や県内企業の研究開発に係る費用への補助、県産ロボットの導入支援等の取り組み等を実施しています。

引き続きこれらの取り組みを継続し、ドローン利活用の促進を図ってまいります。